

## 一般社団法人 日本災害医学会 委員会運営内規

### (構成)

- 第1条 委員会の構成は、委員長1名、担当理事1名、委員5～10名程度を基準とし、委員数上限は、委員会の活動性を考慮して理事会で討議する。
- 2 各委員会は、必要に応じ、副委員長を若干名置くことができる。
- 3 委員会委員は、原則、個人会員をもって充てる。ただし、必要に応じて、理事会の承認により個人会員以外の者を委員とすることができる。
- 4 担当理事は理事会の互選により選出し、代表理事がこれを委嘱する。

### (任期)

- 第2条 定款改定に伴う委員任期期間の変更については、全ての委員会において、本内規施行までを現在の委員任期とし、次の委員任期は直近の理事任期とあわせることとする。
- 2 但し委員長任期については、移行措置として本内規施行後の最初の任期を1期目とする。
- 第3条 新規設置の委員会については、設置認定時期に関わらず、1期目の委員任期は直近の理事任期までとし、2期目以降は理事任期にあわせた2年間とする。
- 第4条 各委員会は、理事選挙後の第1回理事会までに、委員長・委員の継続・変更等の申請を行い、承認された場合は第1回理事会後より2年間の任期として務める。

### (報告)

- 第5条 委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。
- 第6条 前項の報告は、文書及び口頭による理事会への報告とする。
- 第7条 報告様式は、代表理事が別に定める。

### (特別委員会)

- 第8条 本法人の運営にあたり特に重要な事項の審議に限り、特別委員会を設置することができる。
- 第9条 設置期間は2年を限度とするが、審議が長期に渡る場合は、理事会の審議を経て設置期間を延長できる。
- 第10条 設置期間以外の体制については、通常の委員会に準ずる形で運営することとする。

(ワーキンググループ)

第11条 委員会は、その職務を分担する専門部会として、ワーキンググループを置くことができる。

第12条 ワーキンググループの設置及び廃止は理事会の決議を経て行われる。

第13条 ワーキンググループリーダー・構成員は委員長が指名し、理事会に報告する。

(規則の変更)

第14条 この内規は、必要に応じ理事会の議決を経て変更する。

付則

1. この規程は2023年3月9日より施行する。